

第 503 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 6 年 3 月 26 日(火) 10:00～10:16

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第503回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

また本日、北本委員、武田委員は御欠席の予定でございます。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の 1「卸電力取引所の令和 6 年度事業計画及び収支予算の認可について」に関しまして、東取引制度企画室長から、御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 取引制度企画室長の東でございます。資料 3 に基づいて御説明をさせていただきます。

(趣旨) のところでございますが、日本卸電力取引所 (JEPX) から、経産大臣に対しまして、令和 6 年度の事業計画と収支予算の認可申請がございまして、昨日付けで監視

等委員会に対して意見聴取が行われましたので、委員会としての回答を御審議いただきたいと思っております。

2/18ページで、「令和6年度事業計画書の概要」を記載しております。大きく、今後の安定した事業遂行のために、ということで、今後の商品開発・設計ですとか、市場監視、情報システム、業務の文書化、財務・税務・総務、組織運営といった項目について、今後検討を進めていくといったことが書かれています。

それから、システムの更改の詳細計画を記載しているということでありまして、これも、今後、作業を進めていくという旨が書かれています。

また、今後の安心した取引の実現に向けて、ルールの整理ということで、次のページに入りますが、手数料の改定ですとか、先渡しのある方、間接送電権のある方などを、今後検討していくといったようなことが書かれていますのと、監視の充実ということで、監視の強化、体制整備、そういったことに国の監視当局とも連携しつつ恒常的に取り組むといったようなこと等々が記載されております。

後ろに、実際の申請文書を添付しておりますが、概要としては、こういったことが記載されているということでございます。

事業計画につきましては、先ほど申し上げたような、今後の運営方針が記載されているということ、それから、監視についても記載されているということを確認しております。

また、次のページの109行目以降に入りますけれども、検討状況については、随時関係機関と共有して、共通理解の促進を図りつつ取り組んでいく旨というのが明記されているところでございます。

審査基準上は、こうした運営方針が記載されていて、「市場開設業務の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められること」というのが審査基準となっておりまして、これに照らして適正なものと、事務局としては考えてございます。

JEPXの事業計画の中に、「今後とも検討状況を共有しながら進めていく」と書いてあることを踏まえまして、当委員会として、事務局としても、認可後の検討・取組状況というのは、年度の途中もしっかりフォローアップを行っていくこととしたいと考えてございます。

それから、123行目以降、「収支予算」でございます。こちらにつきましては、収入としては、時間前市場の取引が増えていることを踏まえて、令和5年度よりも若干収入が増える、増収を見込んでおります。

で、体制強化の関連で予算が必要ということで、支出も増える見込みとなっていますが、下にございますように、収支で見ると、それでも黒字が確保される見込みとなっているということでございます。

135行目以降ですけれども、審査基準に照らしますと、一つは、収入と支出がきちんと整理されていることと、それから、いわゆる市場間値差収益について、きちんと別区分となっていることを確認したということ、それから、市場開設業務以外の業務の勘定を分ける、収支、管理を分けることが求められているわけですが、そこに該当する業務がないことを確認しております。

以上を踏まえまして、その市場開設業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないというふうに、事務局としては考えております。

以上を踏まえまして、175行目以降ですが、経済産業大臣に対しては、異存がない旨、回答することとしたいと書いてございます。

それで、8/18ページ目に、回答文案をおつけしております、この認可につきまして、認可することに異存はないという文書案をおつけしてございます。

以降、JEPXから、申請のあった文書を添付してございますが、こちら以降の御説明は省略させていただきたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○東取引制度企画室長　　ありがとうございました。

○横山委員長　　それでは、続きまして、議題の2「一般送配電事業者の情報漏えい事案

を踏まえた兼職規制に係る省令改正の建議について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願ひいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料4につきまして、御説明をいたします。「一般送配電事業者の情報漏えい事案を踏まえた兼職規制に係る省令改正の建議について」です。

23行目ですけれども、本年2月29日に開催された制度設計専門会合において、電気事業法等における人事に係る規制のうち、一般送配電事業者の従業者と特定関係事業者の従業者とを兼職することを一部制限する、兼職規制を改正することについて議論が行われました。

現行の電気事業法においては、一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する従業者と、特定関係事業者の小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業の業務の運営に重要な役割を担う従業者とを兼職することが制限されております。その特定関係事業者の「業務の運営に重要な役割を担う従業者」については、電気事業法施行規則において、「小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業それぞれの従業者であって、これらの事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの等」と規定されています。典型的には執行役員であるとか、そういう方になります。

今般の一連の情報漏えい事案におきましては、39行目ですけれども、顧客情報を取り扱う部署において、組織的に非公開情報が閲覧できることを知った上で、顧客対応に当該情報を利用した事業者がありまして、そうした事業者については、他の小売電気事業者との関係で不公平な状況の度合いが大きく競争上にも影響がある、ということで厳しい処分を実施したということであります。

また、これに関しまして、当委員会からの経済産業大臣への建議を通じて、非公開情報を業務に利用することを禁止行為とする旨の省令改正手続も進められているところです。

こうした規定の実効性を人事の仕組みの面から担保する観点から、今般の建議を行いたいと考えておりました、この兼職規定が課せられる特定関係事業者の従業者の対象範囲に、組織的に非公開情報の業務利用を実施させ得る従業者も追加することが必要と考えております。

具体的には、特定関係事業者の発電事業・小売事業・特定卸供給事業の業務の運営に重要な役割を担う従業者として、「電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務の実施箇所において、契約者情報を管理する地位にあるもの」を追加することとしたいと考えております。

こうした省令改正について、委員会から経済産業大臣に建議することとしてはどうかと
考えております。

具体的な建議内容については、別紙をつけております。

本件について、御審議いただければ幸いです。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見があり
ましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議す
ることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に建議することと
いたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「電力広域的運営推進機関の2024年度予算及び事業計
画の認可について」に関しまして、引き続き、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろ
しくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料5について、御説明をいたします。「広域機関
の予算及び事業計画について」です。

広域機関からは、3月6日付けで経済産業大臣宛てに、2024年度の予算及び事業計画の
認可申請がありまして、13日付けで経済産業大臣から、本委員会に意見を求められたとこ
ろであります。

これに係る審査については、次の2ページに別紙としてまとめておりますけれども、事
務局において確認いたしまして、このような審査結果となっておりますので、これについ
て御確認いただいて、問題ない旨、経済産業大臣に回答したいと思っておりますので、御
審議いただければと思っております。

なお、簡単にどういう予算になっているかということについて申し上げますと、11ペー
ジにあります。広域機関の「2024年度収入支出予算」、支出面については150億円となっ
ております。人件費26億円、それから、固定資産関係の取得費等が64億円、運営費54億円

というような内訳となっております。

これに対しまして、収入については、会費収入が107億円でありまして、そのうち小売事業者などの電気事業者からいただく会費が1,850万円ほどですが、特別会費ということで一般送配電事業者が負担する会費が107億円となっております。そのほか、前年度からの繰越金で32億円という数字となっております。

また、「事業計画」ということで言いますと、12ページ以降に載せられておりますけれども、これの説明は割愛いたします。

いずれにしましても、審査をしまして、基本的には問題ないと考えておりますので、御審議いただければ幸いです。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長　　ありがとうございます。

事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

「小売電気事業者・ガス小売事業者等に関する今後の対応について」につき、3月13日付けで、今後の対応について決定をしております。

また、「電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について」につき、3月14日付けで、認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願

いたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

—了—